第1章 総則

N) 1 1 10XJ		 取り組み状況等	評価(該当に図)	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
第1条(目的)	7197.5.9	- N. S. 1977 S. M.N.O. 13		2 1 1ml - 3 − ml 1 × γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ	V 182 - A Martin
	の下、府中市議会(以下「議会」という。)の果たす				
	とともに、議会に関する基本的事項を定めることに				
より、議会が市民の負託に	に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄	※定義のため、評価の対象外			
与することを目的とする。					
第3章 議会及が議 会	の活動原則				
第2章 議会及び議員の		Fig 11 4日 7. 小上 2口 4年	□(本 (□表 火 / □ □)	マケッカー 神野笠	会後の取得安、改工の 右 無
第 2 タ (詳合の活動原則	条文等) 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。	取り組み状況等	評価(該当に図)	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
				削除要請があったり、そこに至るプロセス	
(1) 議会が言論の何であ 員の自由な発言を重んじる	あること及び合議制の機関であることを認識し、議 スマレ		□概ねできている	TRICK	
貝の日田な光古を里んした	a ⊂ C 。		□一部できている	に感じる、言われないのにあとあと言われ	
			◎できていない	るでは対応不可能。	
			□その他		
(2) 公平公正な開かれた	た議会運営を行うこと。		□概ねできている	聞いても答えてくれない逃げられるこ	
			□一部できている	と多数。開かれたとはとても言い難	
			◎できていない	い。少数派排除のエクスクルーシブ型	
			□その他	で公平感もない。	
(3) 市民の声を把握し、市政	市政に反映するように努めること。			議員が個別に市民の声を把握しても	、自分の声が届いた事例はな
			□概ねできている	い。市民の声が何人かあれば反映さ	れるのか?その基準もわからな
				┃ ┃いため、個別の陳情などハードルを	上げずに、広くカジュアルな意
			□─部できている	見を聞きにいく環境を整えるべき。	
			○できていない		
			□その他		
				ー 市政運営に関して罰則に当たる部分にお	
(4) 市政運営を監視及び	が評価すること。		□概ねできている	しれないが、一般においてすべて監視するというのはなじまない。評価	
			□一部できている	る基準を提示してほしい。	
			–		
			○できていない		
/ C) 、	マルケの上中ロが担 <i>ラにか</i> はファル		□その他	エジャニギニムナー マニュフト ファナ 日本 声上	Same and the
(5) 活光な議論を通し(て政策の立案及び提言に努めること。		□概ねできている	活発な議論をしているところを見た事が	·無いため。
			□一部できている		
			心できていない		
			□その他		
(6) 不断の改革を行うこ	Z & .		□概ねできている	前例ありきなので改革することは	
			□一部できている	難しい印象。	
			◎できていない		
			□その他		
 第3条 (議員の活動原則)議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。				
(1) 市民の代表者である	ることを自覚し、市民の多様な意見を把握すること		□概ねできている	人によると思う。	
に努め、市民全体の福祉に			□一部できている		
у у том			□できていない		
			□その他		
 (2) 自己研鑽及び調査研	TR究により、資質向上に努めること。			人によると思う。	
			口概ねできている	7,1200 2 270 78	
			□一部できている		
			□できていない		
			□その他		

第4条 (政治倫理) 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く			人によると思う、逮捕者が続出して	 いるため詳しくはノーコメント
自覚し、良心と責任を持ち、議員としての品位の保持に努めるものとする。				
		□概ねできている		
		□一部できている		
		□できていない		
		□その他		
第5条 (災害時の議会等の対応) 議会及び議員は、災害による不測の事態				
が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長その他の執行機関		口切わったマルフ		
及びその職員(以下「市長等」という。)と連携し、別に定めるところによ		□概ねできている		
り、災害対策の対応に努めるものとする。				
		☑─部できている		
		□できていない		
		□その他		
第3章 市民との関係				
条文等	取り組み状況等	評価(該当に図)	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
(議会の公開及び説明責任)				7 22 - 13711
第6条 議会は、会議を原則として公開するものとする。		□概ねできている	非公開はなくし、公開したほうがよ	 い、代表者会議でいじめにあっ
		ロ一部できている	たことがあるため。	
		©できていない		
		□その他		
2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対す		□概ねできている	市民から説明がなく実行されている	
る説明責任を十分に果たさなければならない。		ロ一部できている		
		Dできていない		
		□その他		
第7条(市民と議会との関係) 議会又は議員は、市長から提案された議案を		□概ねできている	誰でも参加できる機会があるとは思えな	 :い為
審議するに当たって、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとす		□一部できている		
వ .		☑できていない		
		□その他		
2 議会は、請願及び陳情について、誠実に審議するものとする。			誠実かは不明だが多数決で決まる	
		 □概ねできている		
		☑一部できている		
		□できていない		
		□その他		
3 議員又は委員会は、政策の立案及び提言をするに当たって、必要に応じ			不明	
て、市民との懇談等の手段により、意見を聴く機会を設けることができる。	見を聴取する会及び書面による意見聴取並びにパブリックコ	□概ねできている		
	メントを実施(R4②~④)	 □一部できている		
		□できていない		
		心その他		

第4章 市長等との関係

条文等	取り組み状況等	評価 (該当に図)	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
(市長等と議会の関係)				
第8条 議会は、市長等の事務執行が適正かつ公正及び効率的に行われてい	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する緊急要望	□概ねできている	不明	
るかについて監視及び評価するものとし、必要と認める場合には、政策の立 案及び提言を通して市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。	書を全会派の総意で市長に提出(R2臨①) ・議会から総合計画審議会委員を選出し、総合計画の策定に	□一部できている		
未次し近日と過じて中央寺に過りな旧世と時するよう小のもものとする。	参画	□できていない		
		心その他		
 2 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形		□概ねできている		
成過程の説明を求めることができる。		ロ一部できている		
		□できていない		
		○その他		
(質疑等の形式)				
第9条 議員は、本会議及び委員会において、議案等についての論点を整理		 □概ねできている		
し、審議及び審査を深めるため市長等に対して質疑を行うものとする。		ロ一部できている		
		□できていない		
		□その他		
 2 議員は、市長等に対して市政の課題全般について一般質問等を行うもの	・一般質問の日数を2日間から3日間に変更(R2②~)	団 概ねできている		
とする。		□一部できている		
		□できていない		
		□その他		
 (議決事項の追加)				
第10条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第				
96条第2項の規定に基づき、法に定めるもののほか、議会と市長等がともに				
市民に対する責任を担うため、市政にとって重要な政策等について、議会の	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外			
議決すべき事件として定めることができる。				
第5章 議会の運営及び体制		•		
(会期及び回数)				
第11条 議長は、必要な会期を議会運営委員会に諮り、本会議において決定	₩詳へ実営しの毛体も1-間+1-h☆れのマー製圧の社会は			
するものとする。	※議会運営上の手続きに関する内容なので、評価の対象外			
2 定例会の回数は、府中市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年9月		☑概ねできている		
府中市条例第19号)に定めるところによる。		□一部できている		
		□できていない		
		□その他		
(討議の原則)				
第12条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員		□概ねできている	少数派の意見を発言する機会があるだけ	けではその意見は消えていく、弱者
の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。		□一部できている	の意見を反映すべきであり多数強者社会	☆が出来上がる
		○ できていない		
		□その他		
2 議会は、委員会活動を中心に、議員間の討議を行うことができる。	・公契約関係競売入札妨害事件再発防止対策特別委員会の倫	□概ねできている		
	理条例制定に係る協議	□一部できている		
	・議会運営委員会での議会基本条例の検証に係る協議におけ	口できていない		
	る議員間討議ルールを申合せ(R5①)	○その他		
				

条文等	取り組み状況等	評価 (該当に図)	評価の理由・課題等	今後の取組案・改正の有無
(定数) 第13条 議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすのにふさわしいものとすることを基本とし、府中市議会議員定数条例(平成12年3月府中市条例第21号)により定めるものとする。	※府中市では過去に定数を変更した経験がないため、 現段階では評価に馴染まない。			
2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状、課題及び市民の意見を十分に考慮した上で定めるものとする。		□概ねできている □一部できている □できていない ☑その他		
3 会派は、議会運営並びに政策の立案及び提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。	※個々の会派運営は、会派内の自治に属する事柄であり、「議会としての」評価には馴染まない。よって、 評価の対象外			
4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催することができる。		☑概ねできている □一部できている □できていない □その他		
(議会事務局) 第15条 議会は、政策等の提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため、議会事務局の機能の強化に努めるものとする。		□概ねできている □一部できている □できていない 迎その他		
(議会図書室) 第16条 議会は、議員の調査研究並びに政策の立案及び提言に資するため、 議会図書室の充実に努め、これを活用する。	・新庁舎移転に伴い、オープンスペース(議会ロビー)に議会図書室を設置(R5③前)	□概ねできている □一部できている □できていない 迎その他		
(議員報酬) 第17条 議員報酬は、府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年9月府中市条例第24号)に定めるところによる。	・議員が逮捕、勾留その他身体を拘束される処分を受けたと きに議員報酬停止規定を報酬条例に追加(R5①)	☑概ねできている □一部できている □できていない □その他		
2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の負託に応え得る議員活動に考慮し、府中市特別職報酬等審議会等の多様な意見を聞くものとする。		☑概ねできている □一部できている □できていない □その他		
第6章 補則			I	
(条例の検証等) 第18条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じてこの条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。	・議会運営委員会で議会基本条例の検証方法について協議を 実施(R5②~)	□概ねできている □一部できている □できていない 迎その他		